

後期高齢者医療制度における保険料軽減判定の誤りについて

後期高齢者医療制度の一部の被保険者について、保険料の均等割額の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていることが判明したので報告する。

1 経緯及び概要

後期高齢者医療制度においては、所得の少ない被保険者に課される保険料をその所得に応じて軽減している。(下表参照)

この判定基準について、厚生労働省は、平成 28 年 12 月下旬、同省が導入した全国の後期高齢者医療広域連合の電算処理システム(標準システム)の設定に誤りがあり、平成 20 年の後期高齢者医療制度発足以来、一部の被保険者について、保険料均等割額の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてきたことを公表した。

本年 3 月下旬、厚生労働省から提供された自動計算ツールを用いて、保険料を再計算したところ、中野区民の被保険者の一部についても、保険料を過大又は過小徴収していることが判明した。

【均等割額の軽減判定基準(平成 28 年度)】

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33 万円以下で被保険者全員が年金収入 80 万円以下(その他の所得がない)	9 割
33 万円以下で 9 割軽減の基準に該当しない	8.5 割
33 万円 + (26.5 万円 × 被保険者の数) 以下	5 割
33 万円 + (48 万円 × 被保険者の数) 以下	2 割

2 対象者数等

過大徴収(平成 20 年度～28 年度) 35 人(1 人あたり平均 1 万 6 千円)

過小徴収(平成 27 年度～28 年度) 15 人(1 人あたり平均 1 万 9 千円)

※ 平成 20 年度～26 年度の保険料の徴収権については、時効により消滅している。

3 今後の対応

過大徴収していた被保険者には還付のお知らせを発送し、過小徴収していた被保険者には、賦課通知及び納入通知を発行するとともに、丁寧に説明したうえで、不足分の納付をお願いする。(4 月下旬を予定)

4 参考

(例) 【軽減区分変更による影響額 (過小徴収で保険料が増額する場合)】

28年度 均等割額 42,400円		変更後			
		①減額なし (42,400円)	②2割減 (33,900円)	③5割減 (21,200円)	④8.5割減 (6,300円)
		変更後 - 変更前 (円)			
変更前	A 9割減(4,200円)	38,200	29,700	17,000	2,100
	B 8.5割減(6,300円)	36,100	27,600	14,900	—
	C 5割減 (21,200円)	21,200	12,700	—	—
	D 2割減(33,900円)	8,500	—	—	—

(例) 28年度分 C 5割減(21,200円)が②2割減(33,900円)に変更になった場合 $33,900 - 21,200 = 12,700$ 円の増となる。